

除染関係 Q & A

(令和7年度以降版)

環境省
(令和7年9月3日改訂)

この除染関係Q & Aは、放射性物質汚染対処特措法¹や「除染関係ガイドライン」、「福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン」、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱等を説明・補足するために、地方公共団体向けの資料として作成したものです。

令和7年3月に放射性物質汚染対処特措法施行規則²を改正し、除去土壌の埋立処分の基準を策定したことを踏まえ、本Q & Aにおいては、除去土壌等の処分において今後必要となる事項を中心に整理をしています。このほか、過去の Q & A(平成 28 年5月 20 日版及び平成 29 年5月 31 日改訂)に掲載していた項目のうち、今後も地方公共団体からのお問い合わせが想定されるものも一部更新の上、記載しています。本Q & Aに記載のない事項については、各地方環境事務所に個別に御相談ください。

なお、本Q & Aにおいて、「除染関係ガイドライン」とは「除染関係ガイドライン 平成 25 年5月 第2版(平成 30 年3月追補)」を指し、「埋立処分ガイドライン」とは「福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン(令和7年3月)」を指します。また、「埋立処分ガイドライン等」とは、「埋立処分ガイドライン」及び「復興再生利用に係るガイドライン(2025 年3月)」を指します。

<凡例>

【新規】:過去の Q & A に掲載していなかった項目(今回初めて記載した項目)

【更新】:過去の Q & A に掲載していた項目を更新したもの

【再録】:過去の Q & A に掲載していた項目をそのまま記載したもの(軽微な変更を含む)

¹ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成 23 年法律第 110 号)

² 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成 23 年環境省令第 33 号)

目次

1 財政措置等に関する全般的事項	8
【更新】Q1-1 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の対象となる6つの業務（「除染実施計画策定に係る業務」、「除染事業」、「除染に伴う子どもの生活環境再生事業」、「専門家派遣事業」、「事後モニタリング事業」及び「仮置場等の原状回復」）の対象となる市町村はどこか。このうち、汚染状況重点調査地域の指定解除後に補助対象にならないものは何か。.....	8
【再録】Q1-2 概算払いは可能か。.....	8
【再録】Q1-3 関連する資料の印刷や消耗品等に係る経費は、財政措置の対象となるのか。また、仕様書の設計、事業進捗管理及び測定・監視等を行うコンサルタントの委託費、非常勤職員の臨時雇用費、国が主催する説明会等への出席に要する旅費等は、財政措置の対象となるのか。また、その際の手続きに制限はあるのか。.....	8
【更新】Q1-4 測定機器の購入や校正費用についても、財政措置の対象となるか。.....	9
【再録】Q1-5 空間線量率の測定機器に関して、ガンマ線の空間線量率を計測できるものであれば使用可能とあるが、どのような機器が財政措置の対象となるのか。.....	9
【再録】Q1-6 測定機器の校正を依頼する事業者は、登録事業者でなければならないのか。.....	9
【再録】Q1-7 作業に協力いただいた一般の方への謝礼等も、財政措置の対象となるのか。.....	9
【再録】Q1-8 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度に関する費用は財政措置の対象となるのか。.....	9
【更新】Q1-9 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金により取得した財産について、補助事業終了後にその用途に制限はかかるのか。.....	10
【再録】Q1-10 新年度の労務単価の変更に当たり、契約を変更する特例措置を講じたい。.....	10
【再録】Q1-11 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金取扱要領においては、「請負者が請負業者賠償責任保険等に参加すること」を求めているが、発注者である市町村が保険に参加することも認められるか。.....	10
【再録】Q1-12 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金においては、写真を添えて事業の実績を報告することとなっているが、具体的にはどのような写真を撮影し提出する必要があるのか。.....	11
【再録】Q1-13 年度をまたがって事業を実施することを想定しているが、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の交付を受けるためにはどのようにすればよいか。.....	11
【再録】Q1-14 年度内に予定していた事業を終えられなかった場合、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の繰越しは認められるのか。.....	11
【再録】Q1-15 財政措置の割合はどの程度か。.....	11
【再録】Q1-16 除染実施計画の変更についても、財政措置の対象となるのか。.....	11

2 除染等の措置等に関する事項	12
(1) 全般的事項	12
【再録】Q2-1-1 放射性物質汚染対処特措法第 35 条第 1 項第 4 号の「環境省令で定める土地」及び「環境省令で定める者」とは、どのような土地及び者が定められているのか。	12
【再録】Q2-1-2 県が国、市町村又は独立行政法人等に貸している土地等の除染の実施者は、どの者になるのか。また、逆の場合はどうか。	12
【再録】Q2-1-3 放射性物質汚染対処特措法第 35 条第 1 項の規定に基づき、国が所有する土地の除染を国が実施し、それに伴い発生した除去土壌を現場で保管を行った場合において、当該土地が国有財産売却の対象となり、所有者が民間事業者に変更になったとき、当該土地に保管されている除去土壌の保管及び処分については、国と市町村のどちらが実施者になるか。	12
【再録】Q2-1-4 除染実施区域内で国や県が管理している土地（国道、県道、河川敷等含む）については、国や県が自ら除染等の措置等を実施するものであるため市町村は除染実施計画から除外してよい、と認識しているが如何か。	12
【再録】Q2-1-5 放射性物質汚染対処特措法第 36 条第 3 項の協議会に含む者又は第 4 項の意見を聞く関係者について、国又は県の土地が複数ありそれぞれの所管部門が異なる場合には、それぞれの部門を個別に対象とするのか。	12
【更新】Q2-1-6 他市町村や一部事務組合等（A）が管理している土地等が自市町村（B）内に存在する場合、当該土地等の除染等の措置等の実施者や費用負担はどうなるのか。	13
【再録】Q2-1-7 市町村等から資機材を借りて、自治会や住民が除染を実施した場合の除染の実施者は住民となるのか。	13
【再録】Q2-1-8 除染実施区域は、原則として字（あざ）や街区等の区域単位で判断する（当該区域での測定平均値で判断する）旨、除染関係ガイドラインに記載されているが、より大きな区域単位で判断することは可能か。	13
【再録】Q2-1-9 公園の除染（表土剥ぎ、天地返し等）を行った際に、土地を整備した際の盛り土材に含まれていたコンクリートの破片を土壌とあわせて除去した。このコンクリートの破片を廃棄する場合、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物（除染に伴い生じた廃棄物）に該当するのか。また、同様に、土壌とあわせて地中から自然由来の石を除去した場合、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物（除染に伴い生じた廃棄物）に該当するのか。	13
【再録】Q2-1-10 汚染状況重点調査地域の指定を解除するにはどうしたらいいか。	14
(2) 除染等の措置等に関する財政措置.....	14
【更新】Q2-2-1 環境省で定めた除染関係ガイドライン又は埋立処分ガイドライン等に掲載されていない手法を用いた除染等の措置等は財政措置の対象外とのことだが、関係省庁が認めれば補助対象となるのか。	14
【再録】Q2-2-2 どの程度の原状回復までが財政措置の対象か。	14
【再録】Q2-2-3 舗装面等を剥がした際に、元に戻す費用は財政措置の対象か。	14
【更新】Q2-2-4 除染等の措置等のための重機やチップ化装置、除去した草の圧縮・梱包機等の購入又は借上げを行うことは、財政措置の対象となるのか。	14
3 除去土壌等の保管に関する事項	15

(1) 保管台帳.....	15
【再録】Q3-1-1 保管台帳には、国や県が実施した除染により生じた除去土壌等についても記録する必要があるのか。	15
【再録】Q3-1-2 「保管を終了した年月日」とは、搬入を終了した年月日か、保管していた除去土壌等が全量搬出された年月日のどちらか。	15
【再録】Q3-1-3 「保管終了時点における放射線の量」は保管が終わった時点での線量を測るのか。	15
【再録】Q3-1-4 「保管開始前及び開始後における放射線の量」について、例えば同じ保管場所に半年間隔で3回搬入した場合など、複数の保管時期がある場合はどのように記載するのか。	15
【再録】Q3-1-5 「除去土壌等の種類」はどの程度分ける必要があるのか。	15
【再録】Q3-1-6 「除去土壌等の数量」について、時期を分けて搬入したり、一部を搬出したりする場合は、いつの時点の量を記載すればよいか。	15
【更新】Q3-1-7 現場保管していた除去土壌を全量搬出した場合は、どのように記載すればよいか。また、全量搬出後は当該現場保管に係る保管台帳を破棄してよいか。	15
【再録】Q3-1-8 「飛散防止措置の内容」は何を記載すればよいか。	15
【再録】Q3-1-9 「底面の遮水措置の内容」は何を記載すればよいか。	16
【再録】Q3-1-10 「雨水等浸入防止措置の内容」は何を記載すればよいか。	16
【再録】Q3-1-11 「放射線防護の遮へい措置の内容」は何を記載すればよいか。	16
【再録】Q3-1-12 「除去土壌等の運搬の内容」は当該保管施設への搬入についてのことか、それとも搬出についてのことか。	16
【再録】Q3-1-13 「備考欄」は何を記載すべきか。	16
【再録】Q3-1-14 総合運動公園において北端と南端で2箇所の保管場所がある場合など、一つの敷地内に複数の保管場所がある場合はどのように記載すればよいか。	16
(2) 保管に関する財政措置	16
【再録】Q3-2-1 大雨等で仮置場の法面が崩れた場合、仮置場の維持管理経費として復旧に係る費用は財政措置の対象となるか。	16
【再録】Q3-2-2 除去土壌等を保管する容器が破損又は破損のおそれがある場合、容器の入れ替えに係る費用は財政措置の対象となるか。	16
【新規】Q3-2-3 保管場所からの掘り起こしや、搬出した後の保管場所の原状回復はどの範囲（アスファルト舗装、碎石敷設、芝生の移植等）まで財政措置の対象となるのか。	17
【再録】Q3-2-4 既設道路を仮置場の進入路として使用したことにより、アスファルト舗装等が損傷した場合、その補修に掛かる費用は財政措置の対象になるか。	17
【再録】Q3-2-5 仮置場等の撤去に伴い発生した現場発生品の処分はどうすればよいか。市町村で処分する場合、処分費用は財政措置の対象となるか。	17
【新規】Q3-2-6 保管に使用していた遮水シートやフレキシブルコンテナ、フェンス等の除去やその処分に要する費用は、財政措置の対象となるのか。	17

4 除去土壌等の処分に関する事項	18
(1) 全般的事項	18
【更新】 Q4-1-1 除去土壌及び除染廃棄物の処分の実施者は誰なのか。	18
【新規】 Q4-1-2 除去土壌の埋立処分及び復興再生利用とはなにか。	18
【新規】 Q4-1-3 保管している除去土壌の運搬や処分に当たり、作業者の放射線防護の措置は必要か。	18
【新規】 Q4-1-4 除去土壌の埋立場所はどのような観点を考慮して選定することが必要か。	18
【新規】 Q4-1-5 除去土壌を処分するに当たり、保管に使用していた遮水シートや容器を取り外した場合、当該遮水シート等はどのように処理すべきか。	19
【新規】 Q4-1-6 除染廃棄物の保管容器に混入している土壌の分別は必須か。除去土壌の保管容器に土壌以外の廃棄物が含まれていた場合はどう対処すべきか。	19
【新規】 Q4-1-7 除染廃棄物から土壌を分別する際にふるいを用いる場合、ふるいの目開きについて推奨される数値はあるか。	19
【新規】 Q4-1-8 除染廃棄物から分別した土壌の処分は、どの基準に基づいて行えばよいのか。また、除去土壌を分別し、草木等を除染廃棄物として処分する場合、どの基準に基づいて行えばよいのか。	19
【新規】 Q4-1-9 除去土壌の埋立処分に際し、放射性セシウム濃度や溶出量をどのような単位で測定すればよいのか。	19
【新規】 Q4-1-10 放射性セシウム濃度や溶出量を測定する際は、保管時に収納されていた大型土のう、フレキシブルコンテナ等の容器から除去土壌を全て取り出し、それらを集めてから測定すべきなのか。	19
【新規】 Q4-1-11 放射性セシウム濃度の測定方法として、実測以外の方法はないのか。 ..	19
【新規】 Q4-1-12 保管容器の表面線量率と放射性セシウム濃度の回帰式を作成して除去土壌の濃度推定を行う場合、処分量に応じて 30～100 袋程度を目安にサンプル調査を行うとの記載があるが、どのようにサンプルを選定すればよいのか。また、保管容器の数が 30 袋に満たない場合は、全ての袋を対象に濃度測定をすべきか、又は少ないサンプル数で回帰式を作成すべきか。	20
【新規】 Q4-1-13 溶出試験で溶出が確認された土壌（公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない土壌の要件に該当しない土壌）を、公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない別の土壌とともに埋め立てる場合、遮水工等の措置は必要か。	20
【新規】 Q4-1-14 公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない土壌の要件に該当しない土壌を埋立処分する場合、遮水工等はどのような構造や材料とすべきか。	20
【新規】 Q4-1-15 公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない土壌を埋立処分する場合であっても、遮水工等の措置を講じてよいのか。	20
【新規】 Q4-1-16 塀や生け垣などの植栽、敷地境界を示すブロックや側溝を除去土壌の埋立場所の囲いとしてよいのか。	20

【新規】Q4-1-17 除去土壌の埋立場所であることの表示の大きさや掲示場所はどのような観点で決めればよいのか。また、埋立場所に表示するのではなく、自治体のHPに埋立場所の一覧を掲載することをもって表示に代えられるのか。	20
【新規】Q4-1-18 表示における記載は「除去土壌」や「処分」といった表現を用いることが必須か。こどもにもわかりやすい平易な表現や、「掘り起こさないで!」といった禁止行為のみ記載した表示でも良いか。	20
【新規】Q4-1-19 除去土壌の埋立場所の上部を利用してもよいのか。	21
【新規】Q4-1-20 除去土壌の埋立作業を終了した後の維持管理中のモニタリングの頻度について、ガイドラインではモニタリングの頻度は年に1回以上を基本とするとされているが、埋立場所の箇所数が多い場合、覆土が維持されていることや空間線量率が埋立以前から大きく変動していないことを前提として、モニタリングの頻度を複数年に1回としてよいのか。	21
【新規】Q4-1-21 除去土壌の埋立作業を終了した後の維持管理中のモニタリングの頻度の見直しは、誰がどのように決めるのか。	21
【新規】Q4-1-22 除去土壌の埋立作業を終了した後の維持管理中のモニタリングについて、同一敷地内に複数の埋立処分場所が存在する場合、測定点はどのように決定すべきか。	21
【新規】Q4-1-23 記録や図面は除去土壌の埋立場所の維持管理の終了までの間、保存することとされているが、いつまで維持管理を行えばよいのか。また、維持管理の終了後の除去土壌は、通常の土壌と同じ扱いとなるのか又は何らかの制限がかかるのか。処分を行わずに保管を継続したまま、(将来定められる予定の)埋立処分の維持管理の終了の要件を満たす状態になった場合、保管終了と同時に管理を伴う処分の終了となるのか。	21
【新規】Q4-1-24 放射性物質汚染対処特措法に基づかない措置によって生じた土壌の埋立処分について、放射性物質汚染対処特措法や埋立処分ガイドラインは適用されるのか。また、放射性物質汚染対処特措法や埋立処分ガイドラインに則れば、そうした土壌も安全に処分できるのか。	22
(2) 除染実施計画	22
【新規】Q4-2-1 除去土壌の処分に係る事業を実施する際、除染実施計画に処分に関する記載がない場合はいつまでに計画変更すればよいのか。	22
【新規】Q4-2-2 除去土壌の処分に関する除染実施計画の変更すべき内容は何か。また、その記載例をお示しいただきたい。	22
【新規】Q4-2-3 除去土壌の処分について除染実施計画に追記する際の計画変更手続きはどのようにしたらよいのか。	22
(3) 処分に係る財政措置	22
【新規】Q4-3-1 職員の人件費が財政措置の対象となる除去土壌等の処分に係る業務とはどのようなものが想定されるのか。	22
【新規】Q4-3-2 庁舎外での勤務(外勤や出張、自宅でのテレワーク)や所定時間外(残業・休日出勤等)の勤務についても、除去土壌等の処分に係る業務であるならば、それらに従事する職員の人件費は財政措置の対象となるか。	23
【新規】Q4-3-3 除去土壌の埋立場所の選定について専門家に助言を求める費用や、土地の選定にあたっての事前調査の費用は財政措置の対象となるのか。	23

【新規】Q4-3-4 除去土壌の埋立場所について、土壌汚染対策法に基づく調査、地質改良が必要となる場合は、財政措置の対象となるのか。	23
【新規】Q4-3-5 既にアスファルト等で舗装されている場所を利用して除去土壌の埋立処分を行う場合、アスファルト等の撤去や原状回復（アスファルトの敷き直し等）に係る費用は財政措置の対象となるのか。	23
【新規】Q4-3-6 公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない除去土壌を埋立処分する際に遮水工等の措置を講じる場合、当該費用は財政措置の対象となるのか。	24
【新規】Q4-3-7 基準上、覆土の厚さはおおむね 30cm 以上とされているところ、財政措置の対象範囲の厚さはどこまでか。	24
【新規】Q4-3-8 除去土壌の埋立場所の獣害対策や雑草抑制のため、保護シートを埋立場所の上部に敷設する場合、当該措置に係る費用は財政措置の対象となるのか。	24
【新規】Q4-3-9 地下水の放射性セシウム濃度のモニタリングを行う場合、当該措置に係る費用は財政措置の対象となるのか。	24
【新規】Q4-3-10 埋立処分に使用した資材等の除去やその処分に要する費用は、財政措置の対象となるのか。	24
【新規】Q4-3-11 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金を用いて埋立処分に必要な土地を取得する場合、維持管理の終了後に補助金（取得代）の返還等が必要になるのか。	24
【新規】Q4-3-12 除染関係ガイドラインが策定される前や放射性物質汚染対処特措法施行前等を実施した措置など、除染に類する行為によって生じた土壌等の処分に係る費用は財政措置の対象となるのか。	25
5 その他の事業に関する事項	26
（１）専門家派遣事業	26
【再録】Q5-1-1 専門家派遣事業は、どのような場面に活用できるのか。	26
【再録】Q5-1-2 専門家派遣事業に関しては、どのような形で支援を得られるか。	26
（２）除染に伴う子どもの生活環境再生事業	26
【再録】Q5-2-1 除染に伴う子どもの生活環境再生事業と除染事業等を同時に交付申請できるのか。	26
【再録】Q5-2-2 除染事業等と一つの契約の中で除染に伴う子どもの生活環境再生事業を行ってもよいのか。	26
（３）事後モニタリング事業	27
【再録】Q5-3-1 事後モニタリングに係る経費は財政措置の対象となるか。また、どのような測定点や頻度で実施すれば良いか。	27
【再録】Q5-3-2 走行サーベイ、歩行サーベイなど、GPSにより測定位置を記録しながら常時移動しつつ測定する方法で行っても良いか。	28

1 財政措置等に関する全般的事項

【更新】Q1-1 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の対象となる6つの業務(「除染実施計画策定に係る業務」、「除染事業」、「除染に伴う子どもの生活環境再生事業」、「専門家派遣事業」、「事後モニタリング事業」及び「仮置場等の原状回復」)の対象となる市町村はどこか。このうち、汚染状況重点調査地域の指定解除後に補助対象にならないものは何か。

A 「専門家派遣事業」を除く5つの業務は、放射性物質汚染対処特措法に基づいて汚染状況重点調査地域に指定されている市町村内を対象としています。一方、「専門家派遣事業」は全ての市町村を対象としています。

汚染状況重点調査地域の指定を解除(Q2-1-10 参照)された市町村内については、「除染実施計画策定に係る業務」及び「事後モニタリング事業」は補助対象外となるほか、「除染事業」のうち除染作業費並びにその作業に伴う除染作業等関連経費、事務費及びその他の経費、また「除染に伴う子どもの生活環境再生事業」についても、実施を想定していないものとしており、必要性や合理性がないものについては補助対象にはなりません。一方、「除染事業」のうち現場保管、除去土壌等運搬、処分、仮置場設置並びにそれらの作業に伴う除染作業等関連経費、事務費及びその他の経費、「専門家派遣事業」並びに「仮置場等の原状回復」は、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の交付要綱及び取扱要領に沿って、必要性や合理性が認められるものについては、指定解除後であっても補助対象となります。

【再録】Q1-2 概算払いは可能か。

A 原則として概算払いは可能ですが、概算払請求は、真に概算払が必要な額を請求することとしてください。具体的には、確実に年度内に支出が見込まれる調査費、事務費、除染工事に係る前払金などが対象となります。その他、請求期限等の制限がありますので、詳細については、地方環境事務所までお問い合わせください。

【再録】Q1-3 関連する資料の印刷や消耗品等に係る経費は、財政措置の対象となるのか。また、仕様書の設計、事業進捗管理及び測定・監視等を行うコンサルタントの委託費、非常勤職員の臨時雇用費、国が主催する説明会等への出席に要する旅費等は、財政措置の対象となるのか。また、その際の手続きに制限はあるのか。

A 交付要綱・取扱要領に従い、以下の考え方を踏まえた上で、財政措置の対象となります。

- ① 除染等の措置等が目的であることが提出書類において明確にされている必要がある。
- ② 除染等の措置等が目的でない経費は財政措置の対象とならない。
- ③ 除染等の措置等に関連して支出する経費とそれ以外の使途で支出する経費が定量的に分離できるように按分されている必要がある。
- ④ 除染事業等の事業量に鑑み、合理的な数量が財政措置の対象となる。
- ⑤ 購入とリースを比較しているなど、合理的な調達方法が検討されている必要がある。
- ⑥ その他、必要性や合理性が認められない経費は財政措置の対象とならない。

なお、事業者の選定に関しては、各市町村の会計規則等に従って、価格等について複数者の間での競争原理が働くよう入札等によることを基本としてください。

また、不明な点がある場合には、事前に地方環境事務所に御相談ください。

【更新】Q1-4 測定機器の購入や校正費用についても、財政措置の対象となるか。
A 必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。ただし、測定機器の使用は、放射性物質汚染対処特措法に基づく事業に係るものに限ることに御留意ください。 なお、測定機器の購入が可能な場合として、例えば、現在使用している機器の故障などで修理が必要な場合に、既に部品の生産が終了しており、部品調達ができないといった場合が考えられます。
【再録】Q1-5 空間線量率の測定機器に関して、ガンマ線の空間線量率を計測できるものであれば使用可能とあるが、どのような機器が財政措置の対象となるのか。
A 日本工業規格(JIS Z4511、Z4333)に準拠した校正を年1回以上行った機器を使用してください。上記校正が困難な場合は除染関係ガイドライン 1-17 ページ及び 1-19 ページ図 1-9 の記載に従って調整を行った測定機器であれば、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象とします(シンチレーション式サーベイメーターを用いて同様の測定を行った場合の経費と使用を予定している機器を用いた場合の経費について、双方の費用を見積もりなどにより試算し、使用を予定している機器を用いた測定の費用が同程度以下であれば合理的な範囲とします。)
【再録】Q1-6 測定機器の校正を依頼する事業者は、登録事業者でなければならないのか。
A 測定機器の校正は、以下の事業者等で行っていただくことが可能です。 (1)計量法に則った校正を行っている登録事業者 (2)JIS に則った校正を行うことができる測定機器メーカー (3)その他 JIS に則った校正を行うことができる事業者
【再録】Q1-7 作業に協力いただいた一般の方への謝礼等も、財政措置の対象となるのか。
A どのような行為への対価なのかを明記した契約を一般の方との間で締結し、何らかの経費支給を行う場合は、当該経費は必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。
【再録】Q1-8 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度に関する費用は財政措置の対象となるのか。
A 同制度に関する費用については、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。なお、原則として、記録の引渡しに係る費用のみとなります。

【更新】Q1-9 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金により取得した財産について、補助事業終了後にその用途に制限はかかるのか。

A 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える機械及び重要な器具(線量計等)について、処分制限期間中^{※1}に補助目的に反して転用、譲渡、交換、貸付、取壊し又は廃棄を行う場合は、原則として残存年数納付金額^{※2}の返納が必要となりますので、該当する事案が発生した場合は地方環境事務所まで御相談ください。

なお、仮置場に通常設置する側溝、舗装面等は仮設物とみなし、上記動産と同じ扱いとしますので、①撤去後に取得価格等が 50 万円を超えるものを転用等する場合、②撤去せず別目的に使用する場合には、地方環境事務所まで御相談ください。

また、土地を取得した場合は、搬入路拡幅分等の軽微な場合を除き、原則として補助目的終了後(仮置場解消後等)に、まずは有償譲渡を検討いただき、有償譲渡できた場合は補助金額を上限に譲渡額を国庫返納いただきます。また、有償譲渡が出来ない場合は、環境大臣の事前の承認を受け、他の公共の事業(公の支配を受けるもの)に財産を転用、無償譲渡又は無償貸付することができます。

※1 補助事業等により取得した財産等の処分制限期間を定める件(昭和 56 年 7 月環境庁告示第 55 号)をご確認ください。

https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_03.html

※2 処分する財産に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数)又は貸付年数(処分制限期間内の期間に限る)の割合を乗じて得た額

【再録】Q1-10 新年度の労務単価の変更に当たり、契約を変更する特例措置を講じたい。

A 公共工事に関する関係省庁の通知を、財政措置による市町村除染における契約に準用して差し支えありません。

【再録】Q1-11 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金取扱要領においては、「請負者が請負業者賠償責任保険等に参加すること」を求めているが、発注者である市町村が保険に参加することも認められるか。

A 請負者及びその全ての下請人が被保険者に含まれており、一般的に請負者が加入する保険において担保されている保険対象と同様の内容が担保されるのであれば、市町村が契約者として保険に加入することも可能です。

なお、請負者が保険に加入する場合は、必要となる保険料を個々の事業の請負金額に含めていただくことを想定していますが、市町村が契約者となる場合には、個々の事業の請負金額に保険料を含めるのではなく、保険加入に係る費用について別途交付申請を行ってください。

【再録】Q1-12 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金においては、写真を添えて事業の実績を報告することとなっているが、具体的にはどのような写真を撮影し提出する必要があるのか。
A 写真撮影は、(ア)除染等の措置等の実施時(仮置きや現場保管等を含む)及び(イ)除染実施前後の空間線量率の測定時に実施してください。(ア)に関しては、「除染等工事共通仕様書(ひな形)」(平成 24 年6月 21 日)に記載された写真管理基準を参照し、事業の実施状況を示すものを提出してください(作業前、作業中及び作業後の写真を含む。)(イ)に関しては、施設ごとに、除染実施前後の測定^{※1}のうち、主な測定点^{※2}の写真を提出してください。なお、測定の実施状況全体を収めたものだけでなく、測定機器の測定結果表示部を、測定結果を識別できるように撮影したものを含めてください。 ※1 除染関係ガイドラインの測定点②を想定。除染関係ガイドラインでは表面から1cm、50cm 及び1mの高さの位置において測定を行う³こととされていますが、写真を撮影するのは、表面から1m(小学校以下及び特別支援学校等においては 50cm でも可)のもののみで構いません。ただし、測定点②においてベータ線測定を行う場合は、測定点①のうち適当な地点としてください。 ※2 測定点の数は土地等の広さや形状等に依存するので一概には定められませんが、戸建て住宅等であれば2か所、集合住宅及び公共施設(学校等を含む)であれば5か所程度、農地及び牧草地であれば1ha 当たりに1か所程度を目安としてください。
【再録】Q1-13 年度をまたがって事業を実施することを想定しているが、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の交付を受けるためにはどのようにすればよい。
A 年度をまたいだ業務発注や交付申請は認められませんので、今年度中に実施できる事業と、来年度に実施するものとに分けて、事業を実施することとし、交付申請についても、それぞれ行ってください。
【再録】Q1-14 年度内に予定していた事業を終えられなかった場合、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の繰越しは認められるのか。
A 交付決定後にやむを得ないと判断される事由が生じた場合には、繰越しを認めることがありますので、御相談ください。なお、その場合であっても、予定していた額の範囲内で事業を実施していただくことが必要となりますので、御留意ください。
【再録】Q1-15 財政措置の割合はどの程度か。
A 除染実施計画に基づく除染等の措置等であって、必要かつ合理的な範囲内のものについては、全額財政措置の対象となります。
【再録】Q1-16 除染実施計画の変更についても、財政措置の対象となるのか。
A 事業の進捗や線量の変化等により必要となった改訂に要する費用については、財政措置の対象となります。

3 幼児・低学年児童等の生活空間を配慮し、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校及びそれらの通学路、主な利用者が幼児・低学年児童等である公園等においては、50cm の高さで測定できます。

2 除染等の措置等に関する事項

(1) 全般的事項

【再録】Q2-1-1 放射性物質汚染対処特措法第 35 条第 1 項第 4 号の「環境省令で定める土地」及び「環境省令で定める者」とは、どのような土地及び者が定められているのか。
A 独立行政法人や国立大学法人が管理する土地については当該独立行政法人や国立大学法人が除染することが定められています(除染実施区域に係る除染等の措置等を実施する者を定める省令(平成 23 年環境省令第 37 号))。
【再録】Q2-1-2 県が国、市町村又は独立行政法人等に貸している土地等の除染の実施者は、どの者になるのか。また、逆の場合はどうか。
A 計画している除染と事業規模が同程度の一般的な工事又は業務を実施するときに、通常実施者となる者を除染においても実施者としてすることが適当と考えられます。ただし、関係者間で調整の上、それ以外の者を実施者としても差し支えありません。
【再録】Q2-1-3 放射性物質汚染対処特措法第 35 条第 1 項の規定に基づき、国が所有する土地の除染を国が実施し、それに伴い発生した除去土壌を現場で保管を行った場合において、当該土地が国有財産売払の対象となり、所有者が民間事業者に変更になったとき、当該土地に保管されている除去土壌の保管及び処分については、国と市町村のどちらが実施者になるか。
A 除去土壌の保管及び処分については、基本的には除染を実施した者が行うものと解するのが適当です。ただし、放射性物質汚染対処特措法第 35 条第 3 項に規定されている合意により保管・処分の実施者を変更した場合はこの限りではありません。 また、土地所有者等が変更になるような場合は、関係者間で十分協議し、所有者変更後の実施者について事前に明確にしておくようにしてください。
【再録】Q2-1-4 除染実施区域内で国や県が管理している土地(国道、県道、河川敷等含む)については、国や県が自ら除染等の措置等を実施するものであるため市町村は除染実施計画から除外してよい、と認識しているが如何か。
A 国や県が管理している土地に係る除染等の措置等の実施者については、原則、放射性物質汚染対処特措法第 35 条第 1 項のとおり(国(県)が管理する土地は国(県))ですが、当該土地に係る除染等の措置等についても、市町村が策定する除染実施計画に含めてください(国や県は独自の除染実施計画を策定することは、基本的にありません。)
【再録】Q2-1-5 放射性物質汚染対処特措法第 36 条第 3 項の協議会に含む者又は第 4 項の意見を聞く関係者について、国又は県の土地が複数ありそれぞれの所管部門が異なる場合には、それぞれの部門を個別に対象とするのか。
A 原則として、御指摘のように、それぞれの部門を個別に対象としてください。

【更新】Q2-1-6 他市町村や一部事務組合等(A)が管理している土地等が自市町村(B)内に存在する場合、当該土地等の除染等の措置等の実施者や費用負担はどうなるのか。
A 他市町村や一部事務組合等(A)が管理する土地等の除染等の措置等は、当該土地等を管理している者が行うこととされているため、他市町村や一部事務組合等(A)に、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の交付申請をしていただいた上で除染等の措置等を実施していただくこととなります。この際、市町村や一部事務組合等(A)と市町村(B)の間で、除染を実施する際の手法等について事前に十分に調整を図ってください。 なお、この場合においても、市町村や一部事務組合等(A)が管理している土地等の除染等の措置等が、市町村(B)が策定する除染実施計画に位置づけられる必要があることに御留意ください。
【再録】Q2-1-7 市町村等から資機材を借りて、自治会や住民が除染を実施した場合の除染の実施者は住民となるのか。
A 別途、放射性物質汚染対処特措法第35条第3項に基づき、土地所有者である住民との合意に基づき、除染等の措置等の実施者を変更しない限り、市町村等が貸し出す資機材を用いて自治会や住民が除染を実施する場合であっても、実施する主体は市町村となります。いずれの場合も、放射性物質汚染対処特措法上の措置として実施する場合は、同法に基づく除染の対象箇所であることを市町村等が確認して、双方合意の上で除染を進めてください。なお、除染に伴う事故等の責任の所在については市町村等と自治会・住民の間で明確にしておくことが重要と考えられます。
【再録】Q2-1-8 除染実施区域は、原則として字(あざ)や街区等の区域単位で判断する(当該区域での測定平均値で判断する)旨、除染関係ガイドラインに記載されているが、より大きな区域単位で判断することは可能か。
A 大字や町名(町丁の町)の区域単位で判断することも可能です。
【再録】Q2-1-9 公園の除染(表土剥ぎ、天地返し等)を行った際に、土地を整備した際の盛り土材に含まれていたコンクリートの破片を土壌とあわせて除去した。このコンクリートの破片を廃棄する場合、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物(除染に伴い生じた廃棄物)に該当するのか。また、同様に、土壌とあわせて地中から自然由来の石を除去した場合、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物(除染に伴い生じた廃棄物)に該当するのか。
A 基本的な考え方は、以下のとおりです。 1. コンクリートの破片について 除染作業により除去したコンクリートの破片は、当該作業が事業活動でない場合は特定一般廃棄物、当該作業が事業活動である場合は特定産業廃棄物に該当します。 ただし、当該コンクリートの破片について、事故由来放射性物質の放射能濃度を放射性物質汚染対処特措法施行規則第20条に規定する方法(詳細は「廃棄物関係ガイドライン」第5部参照。)により調査した結果、事故由来放射性物質が検出されなかったことが明らかとなっている場合は、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当しないと考えて差し支えありません(当該作業が事業活動でない場合は一般廃棄物、当該作業が事業活動である場合は産業廃棄物に該当します。) 一方、除染を行う際にあわせて行う他の追加的な作業(仮置場の造成等)により除去したコンクリートの破片は、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当しませんが、当該作業が事業活動でない場合は一般廃棄物、当該作業が事業活動である場合は産業廃棄物に該当しますので、廃棄物処理法に従って適正に処理することが必要です。 2. 自然由来の石について 自然に存在する石を不要物として除去した場合、この石は土砂と同様に廃棄物処理法及び放射性物質汚染対処特措法が適用される廃棄物には該当しません。 疑義につきましては、廃棄物担当部局にお問い合わせ下さい。

【再録】Q2-1-10 汚染状況重点調査地域の指定を解除するにはどうしたらいいか。

A 汚染状況重点調査地域の指定の解除については、放射性物質汚染対処特措法第 33 条において、指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときに、同地域の区域の変更又は指定を解除することができますとされています。これまで幾つかの市町村について、本条件に該当するとして、汚染状況重点調査地域の指定を解除していますので、手続きの流れ、詳細な測定方法等については、地方環境事務所までお問い合わせください。

(2) 除染等の措置等に関する財政措置

【更新】Q2-2-1 環境省で定めた除染関係ガイドライン又は埋立処分ガイドライン等に掲載されていない手法を用いた除染等の措置等は財政措置の対象外とのことだが、関係省庁が認めれば補助対象となるのか。

A まずは、除染関係ガイドライン又は埋立処分ガイドライン等に沿って、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金取扱要領に示す除染等の措置等の方法で実施してください。なお、同ガイドラインや取扱要領に記載されていない除染手法を用いる必要があると考えられる場合には、事前に地方環境事務所に御相談ください。

【再録】Q2-2-2 どの程度の原状回復までが財政措置の対象か。

A 土、砂利及び芝については、除染実施前と同種の汎用品によって一律に考えられる機能を回復するための経費は財政措置対象となります。
これら以外のものについては、一律に考えられる土地としての機能の回復(土地を「客土」によって回復すること)を想定して、経費を財政措置の対象とします。
なお、これらに加え、「除染に伴う子どもの生活環境再生事業」において原形復旧措置が対象となる場合があります。

【再録】Q2-2-3 舗装面等を剥がした際に、元に戻す費用は財政措置の対象か。

A 補償や原状回復措置は、その財物の正常な取引価格を算定して行うことが原則です。これは、必ずしも元どおりに回復できるものではありません。
また、原状回復をどうするかという点については、財物は減価償却することなどから、その一つ一つの価値を正確に鑑定するには、多大な時間と手間を要してしまうため、環境省では一律に考えられる土地としての機能を回復する措置として、一律の金額を設定して、迅速な対応ができるようにしています。
これらのことから、除染に伴う原状回復措置は、正常な取引価格の原状回復措置を基本としつつ、原則として土地としての機能の回復(土地を「客土」によって回復すること)を想定して経費を財政措置の対象としています。

【更新】Q2-2-4 除染等の措置等のための重機やチップ化装置、除去した草の圧縮・梱包機等の購入又は借上げを行うことは、財政措置の対象となるのか。

A 除染等の措置等のための重機等の借上げについても、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。チップ化装置、除去した草の圧縮・梱包機等の使用については、これらの装置による処理をせず、通常のフレキシブルコンテナに保管した場合よりも経済的になるよう計画的に使用することに御留意いただいた上で、財政措置の対象となります。また、借上げのケースと購入のケースを比較して、購入のケースの方が経済的であれば、購入も財政措置の対象となります。なお、購入の場合には、事業終了後に財産処分等の手続が必要となる場合があることに御留意ください。

3 除去土壌等の保管に関する事項

(1) 保管台帳

【再録】Q3-1-1 保管台帳には、国や県が実施した除染により生じた除去土壌等についても記録する必要があるのか。
A 保管台帳については、国や県が実施したものも含めて、全ての除去土壌等が記録の対象となります。なお、国や県が除去土壌等を保管した時は、除染実施計画を定めている市町村等に保管場所等を届出することとなっています。
【再録】Q3-1-2 「保管を終了した年月日」とは、搬入を終了した年月日か、保管していた除去土壌等が全量搬出された年月日のどちらか。
A 保管していた除去土壌等が全て搬出され、それ以降、保管行為がなくなった年月日のことです。
【再録】Q3-1-3 「保管終了時点における放射線の量」は保管が終わった時点での線量を測るのか。
A 保管していた除去土壌等が全て搬出され、それ以降、保管行為がなくなった時点で、放射線量を測定してください。
【再録】Q3-1-4 「保管開始前及び開始後における放射線の量」について、例えば同じ保管場所に半年間隔で3回搬入した場合など、複数の保管時期がある場合はどのように記載するのか。
A 初回の開始前データ(除去土壌が全く搬入されていない状態)と、最後の搬入後のデータ(直近のデータ)を記載してください。 なお、当該欄の記載の趣旨は、除去土壌を搬入する前の状態と搬入後で空間線量率に大きな変動がないか確認するものです(除染関係ガイドライン 4-18 ページ下方参照)。
【再録】Q3-1-5 「除去土壌等の種類」はどの程度分ける必要があるのか。
A 除去土壌については土壌汚染対策法の要措置区域からの土壌など、放射性セシウム以外の汚染があるものはそれ以外のものと分けて記載し、可燃性廃棄物については腐敗性廃棄物とその他の可燃性廃棄物で分けて記載しておけば、その後の処理等を検討する際に有用と思われます。ただし、このような分け方が難しい場合には、少なくとも除去土壌、可燃性廃棄物、不燃性廃棄物の3分類で分けていただくようお願いします。
【再録】Q3-1-6 「除去土壌等の数量」について、時期を分けて搬入したり、一部を搬出したりする場合は、いつの時点の量を記載すればよいか。
A 搬入・搬出があればその一連の作業が終了次第修正し、現時点で保管している量が記載されているようにしてください。年間を通じて搬入・搬出がある場合は、任意の時点における保管量を、概ね四半期に1回程度の頻度で記載してください。
【更新】Q3-1-7 現場保管していた除去土壌を全量搬出した場合は、どのように記載すればよいか。また、全量搬出後は当該現場保管に係る保管台帳を破棄してよいか。
A 全量搬出した場合は、保管容器の番号、飛散防止、遮蔽などの情報は残したまま、保管数量のみを「0」にするとともに、「除去土壌等の運搬の内容」について記載してください。また、当該現場保管に係る保管台帳は、保管が終了した日から10年間保存していただく必要があります。
【再録】Q3-1-8 「飛散防止措置の内容」は何を記載すればよいか。
A 容器(土のう袋、フレコン等)、防塵用シート、覆土などのうち、実施しているものを記載してください(複数可)。

【再録】Q3-1-9 「底面の遮水措置の内容」は何を記載すればよいか。
A 遮水シート、容器(防水性フレコン等)などのうち、実施しているものを記載してください(複数可)。
【再録】Q3-1-10 「雨水等浸入防止措置の内容」は何を記載すればよいか。
A 遮水シート、容器(防水性フレコン等)などのうち、実施しているものを記載してください(複数可)。
【再録】Q3-1-11 「放射線防護の遮へい措置の内容」は何を記載すればよいか。
A 遮蔽(土のう・覆土等)、離隔などのうち、実施しているものを記載してください(複数可)。
【再録】Q3-1-12 「除去土壌等の運搬の内容」は当該保管施設への搬入についてのことか、それとも搬出についてのことか。
A 「除去土壌等の運搬の内容」は当該保管施設から搬出したことについて記載してください。例えば、「運搬先」は、当該保管場所から搬出した際の搬出先について記載してください。また、除去土壌等の運搬が複数回に分割して行われる場合、当該項目の記載にあたっては、運搬の履歴が分かるように追記する形で記載してください。
【再録】Q3-1-13 「備考欄」は何を記載すべきか。
A 中間貯蔵施設等への搬出を行うことをふまえると、現場保管と仮置場の別、及び地上保管と地下保管の別などを記載しておけば、搬出の際にどのような準備や作業が必要かを把握しやすくなります。その他、搬出路の状況等、搬出の際の注意事項などを適宜、記載してください。
【再録】Q3-1-14 総合運動公園において北端と南端で2箇所の保管場所がある場合など、一つの敷地内に複数の保管場所がある場合はどのように記載すればよいか。
A 保管場所毎に台帳を分けて記載してください。所在地が同じ場合、土地所有者等の氏名又は名称の欄、住所の欄もしくは備考の欄に、違いがわかるような記載をお願いします。なお、同一の保管場所でも山単位などで管理者が異なる場合は、管理者ごとに台帳を作成しても差し支えありません。

(2) 保管に関する財政措置

【再録】Q3-2-1 大雨等で仮置場の法面が崩れた場合、仮置場の維持管理経費として復旧に係る費用は財政措置の対象となるか。
A 仮置場の設計上・施工上の不備が認められない場合、復旧に係る必要最低限の措置は財政措置の対象になります。併せて、従前の設計と比べて、頑強な造りへ変更する場合などは事前に地方環境事務所まで御相談ください。
【再録】Q3-2-2 除去土壌等を保管する容器が破損又は破損のおそれがある場合、容器の入れ替えに係る費用は財政措置の対象となるか。
A 保管に係る維持管理費用として、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象になります。

【新規】Q3-2-3 保管場所からの掘り起こしや、搬出した後の保管場所の原状回復はどの範囲(アスファルト舗装、碎石敷設、芝生の移植等)まで財政措置の対象となるのか。
A 保管場所からの掘り起こしについては、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。また、原状回復については、保管開始前の状態に鑑みて措置内容を検討することとなり、当該措置に係る財政措置の範囲については、Q2-2-2 及び Q2-2-3 を御参照ください。 なお、現場保管場所において、保管場所上部をアスファルト舗装したり構造物を設置してしまったなどの場合、その撤去・再設置は(処分実施者ではなく)土地所有者(敷設者、構造物の所有者等)の負担の下に行っていただくことになります。
【再録】Q3-2-4 既設道路を仮置場の進入路として使用したことにより、アスファルト舗装等が損傷した場合、その補修に掛かる費用は財政措置の対象になるか。
A 除去土壌等の運搬に伴い当該道路が損傷したと認められる範囲内に限って、原状回復に係る補修費用が財政措置の対象となります。なお、その際には、当該道路を進入路として使用する前の状態が確認できる資料が必要となりますので、あらかじめ当該道路について管理者立会いのもとで現況路面の調査を行い、写真その他の現況路面の性状が分かる資料を提出の上、環境省に協議してください。
【再録】Q3-2-5 仮置場等の撤去に伴い発生した現場発生品の処分はどうすればよいか。市町村で処分する場合、処分費用は財政措置の対象となるか。
A 仮置場等の撤去に伴い発生した現場発生品の再利用又は処分は、基本的に各市町村において、通常の公共事業と同じ手段により実施してください。この場合、再利用又は処分に係る費用は、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。なお、現場発生品の種類によっては財産処分の手続きを必要とする場合がありますので Q1-9 も併せて御確認ください。
【新規】Q3-2-6 保管に使用していた遮水シートやフレキシブルコンテナ、フェンス等の除去やその処分に要する費用は、財政措置の対象となるのか。
A 保管に使用していた遮水シート等の除去や処分に要する費用については、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。なお、現場発生品の種類によっては財産処分の手続きを必要とする場合がありますので Q1-9 も併せて御確認ください。

4 除去土壌等の処分に関する事項

本項目では、福島県外において発生した除去土壌及び除染廃棄物の処分を対象としています。

(1) 全般的事項

【更新】Q4-1-1 除去土壌及び除染廃棄物の処分の実施者は誰なのか。 A 放射性物質汚染対処特措法第 35 条において、除染等の措置等の実施者が規定されており、同法第 36 条において、「除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域」を除染実施計画に定めることとされております。 また、同法第 38 条において「第三十六条第二項第三号に規定する除染等の措置等の実施者（以下「除染実施者」という。）は、除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。」とされており、除染等の措置等は「土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分（同法第 25 条第 1 項）」とされていることから、同法上、例えば、市町村の定める除染実施計画に、市町村が除染等の措置等の実施者と位置づけられている施設においては、当該施設に対して実施された土壌等の除染により発生した除去土壌の処分は、市町村が行うこととなります。 また、基本的に除染廃棄物（土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（同法第 31 条））は、一般廃棄物に該当するものであって、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもの（放射性物質汚染対処特措法施行規則第 28 条）であるため、除染廃棄物の処分は市町村が行うこととなります（廃棄物処理法第 6 条の 2）。
【新規】Q4-1-2 除去土壌の埋立処分及び復興再生利用とはなにか。 A 埋立処分とは、利用用途のない除去土壌を埋め立て、維持管理することを指します。 一方、復興再生利用とは、放射性物質汚染対処特措法施行規則第 58 条の 4 において「事故による災害からの復興に資することを目的として、再生資材化（除去土壌について、用途に応じた必要な処理することにより、盛土、埋立て又は充填の用に供する資材として利用することができる状態のものにする行為をいう。）した除去土壌を適切な管理の下で利用すること（維持管理することを含む。）」と定義され、公共事業又は実施主体及び責任体制が明確であり、かつ、継続的かつ安定的に行われる事業において行うこととされています。
【新規】Q4-1-3 保管している除去土壌の運搬や処分に当たり、作業者の放射線防護の措置は必要か。 A 除去土壌の放射性セシウム濃度が 1 万 Bq/kg を超える場合、労働安全衛生法に基づく措置が必要となります。具体的な作業者の安全確保に必要な措置については、厚生労働省の「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」、「電離放射線障害防止規則」、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」及び「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を御参照ください。
【新規】Q4-1-4 除去土壌の埋立場所はどのような観点を検討して選定することが必要か。 A 除去土壌の埋立場所の立地の検討に際しては、地形、地質、気象その他の自然・社会的状況を勘案し、放射線防護上の安全性を考慮して選定することが重要です。また、地盤が傾斜している場所や風水害・地震による飛散・流出リスクが高い場所などを選定しようとする場合は、除去土壌の飛散・流出リスクを総合的に勘案し、当該リスクを低減するための対策が取り得るかなど、十分な検討を行ってください。

【新規】Q4-1-5 除去土壌を処分するに当たり、保管に使用していた遮水シートや容器を取り外した場合、当該遮水シート等はどのように処理すべきか。
A 遮水シートや容器に除去土壌や除染廃棄物が付着していないことを確認の上、廃棄物処理法に従って適切に処理をしてください。
【新規】Q4-1-6 除染廃棄物の保管容器に混入している土壌の分別は必須か。除去土壌の保管容器に土壌以外の廃棄物が含まれていた場合はどう対処すべきか。
A 除染廃棄物の保管容器に混入している土壌の分別は必須ではありませんが、除去土壌の保管容器に土壌以外の廃棄物(草木等)が含まれていると判断された場合は、分別を行い適切に処分してください。
【新規】Q4-1-7 除染廃棄物から土壌を分別する際にふるいを用いる場合、ふるいの目開きについて推奨される数値はあるか。
A ふるいの目開きについては、除染廃棄物の性状等に応じて適切に分別できるように判断してください。また、分別量が少量の場合などは、重機を用いた分別ではなく手作業で分別することも考えられます。
【新規】Q4-1-8 除染廃棄物から分別した土壌の処分は、どの基準に基づいて行えばよいのか。また、除去土壌を分別し、草木等を除染廃棄物として処分する場合、どの基準に基づいて行えばよいのか。
A 除染廃棄物から分別した土壌は、放射性物質汚染対処特措法上の除去土壌に該当するため、除去土壌の処分基準に従って処分を行ってください。また、公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれの有無の判定においては、除染廃棄物から分別した土壌はその放射性セシウム濃度にかかわらず溶出試験が必要となります(詳細は「埋立処分ガイドライン」2. (0)を御確認ください)。 また、草木等の除染廃棄物は基本的に特定一般廃棄物に該当するため、その処分方法については「廃棄物関係ガイドライン 第二部 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン」を御参照ください。
【新規】Q4-1-9 除去土壌の埋立処分に際し、放射性セシウム濃度や溶出量をどのような単位で測定すればよいのか。
A 調査単位は、一定程度まとまった期間や埋立場所(区画)ごとに 900 m³以下としてください。
【新規】Q4-1-10 放射性セシウム濃度や溶出量を測定する際は、保管時に収納されていた大型土のう、フレキシブルコンテナ等の容器から除去土壌を全て取り出し、それらを集めてから測定すべきなのか。
A 必ずしも保管容器から取り出した後に測定する必要はなく、保管容器に収納された状態でサンプリングして測定しても差し支えありません(詳細は「埋立処分ガイドライン」2. (7)⑤を御確認ください)。 なお、一つの保管容器内から複数のサンプリングをする場合は、サンプリングする箇所を偏らせず、当該容器内から満遍なくサンプリングしてください。
【新規】Q4-1-11 放射性セシウム濃度の測定方法として、実測以外の方法はないのか。
A 一部の除去土壌の保管容器の表面線量率と放射性セシウム濃度の回帰式を作成し、残りの除去土壌の放射性セシウム濃度をそれぞれの保管容器の表面線量率から推計することが可能です。また、保守的な推計方法として、除染電離則推計式を用いることも可能です。(詳細は「埋立処分ガイドライン」2. (7)④を御確認ください)。 加えて、放射性セシウム濃度が既に測定又は推計されている場合は、放射性セシウム濃度の自然減衰を反映した値を利用することも可能です。この場合、字や街区等の区域単位で代表する値を用いることもできます。

【新規】Q4-1-12 保管容器の表面線量率と放射性セシウム濃度の回帰式を作成して除去土壌の濃度推定を行う場合、処分量に応じて 30～100 袋程度を目安にサンプル調査を行うとの記載があるが、どのようにサンプルを選定すればよいのか。また、保管容器の数が 30 袋に満たない場合は、全ての袋を対象に濃度測定をすべきか、又は少ないサンプル数で回帰式を作成すべきか。
A 一般的には、サンプル調査数(袋数)が多いほど、より精度の高い濃度推計に資すると考えられます。また、相関の強さは保管容器の大きさに依存することに加え、土質や除染方法、内容物等によっても相関の強さが異なることが分かっています(詳細は「埋立処分ガイドライン【参考資料】」参考8を御確認ください)。このような特性を踏まえて、回帰式を作成する際にサンプル対象とする範囲や袋数、容器の大きさ等を選定することが、より精度の高い濃度推計を行う上で重要です。また、容器の数が少なく回帰式を作成することができない場合には、除染電離則推計式を用いた推計値や、放射性セシウム濃度の自然減衰を反映した値を用いることもできます(Q4-1-11 参照)。お困りのことがあれば、個別に地方環境事務所に御相談ください。
【新規】Q4-1-13 溶出試験で溶出が確認された土壌(公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない土壌の要件に該当しない土壌)を、公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない別の土壌とともに埋め立てる場合、遮水工等の措置は必要か。
A 原則として、それらの土壌は分けて埋め立ててください。
【新規】Q4-1-14 公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない土壌の要件に該当しない土壌を埋立処分する場合、遮水工等はどのような構造や材料とすべきか。
A 個別に地方環境事務所に御相談ください。
【新規】Q4-1-15 公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない土壌を埋立処分する場合であっても、遮水工等の措置を講じてよいのか。
A 放射性物質汚染対処特措法上は差し支えありませんが、原則として財政措置の対象になりません(財政措置については4. (3)を御参照ください)。
【新規】Q4-1-16 塀や生け垣などの植栽、敷地境界を示すブロックや側溝を除去土壌の埋立場所の囲いとしてよいのか。
A 囲いは、意図しない掘り返し等を回避し、覆土の適切な維持管理を行うことで除去土壌の飛散・流出を防ぐことを目的として設置するものです。その目的を踏まえて、埋立場所の周囲の状況や囲いの種類等に鑑みて、適切にご判断ください。
【新規】Q4-1-17 除去土壌の埋立場所であることの表示の大きさや掲示場所はどのような観点で決めればよいのか。また、埋立場所に表示するのではなく、自治体の HP に埋立場所の一覧を掲載することをもって表示に代えられるのか。
A 表示は、意図しない掘り返し等を回避し、覆土の適切な維持管理を行うことで除去土壌の飛散・流出を防ぐことを目的として設置するものです。その目的を踏まえて、表示の大きさや掲示場所を適切にご判断ください。なお、基準上、表示がされている場所で埋立処分を行うこととしており、HP での掲載をもって基準上の表示に代えることはできません。
【新規】Q4-1-18 表示における記載は「除去土壌」や「処分」といった表現を用いることが必須か。こどもにもわかりやすい平易な表現や、「掘り起こさないで!」といった禁止行為のみ記載した表示でも良いか。
A 放射性物質汚染対処特措法上、除去土壌の処分の場所であることの表示がされている必要があります。

【新規】Q4-1-19 除去土壌の埋立場所の上部を利用してもよいのか。 A 「埋立処分ガイドライン」2. (7)⑩に記載のとおり、処分実施者が埋立処分の場所の維持管理(覆土の維持、囲い・表示の管理、定期的な空間線量率の測定等)を適切に行う上で支障が無ければ、埋立場所の上部に人が立ち入るなどしても差し支えありません。 詳細については、個別に地方環境事務所に御相談ください。
【新規】Q4-1-20 除去土壌の埋立作業を終了した後の維持管理中のモニタリングの頻度について、ガイドラインではモニタリングの頻度は年に1回以上を基本とするとされているが、埋立場所の箇所数が多い場合、覆土が維持されていることや空間線量率が埋立以前から大きく変動していないことを前提として、モニタリングの頻度を複数年に1回としてよいのか。 A モニタリングは、除去土壌の埋立場所の維持管理中、除去土壌による放射線の影響が無いことを確認するため、敷地境界において空間線量率を測定し、空間線量率がバックグラウンド値と同程度になることや周辺住民の追加被ばく線量が年間1mSvを超えないことを確認するものであり、モニタリングの頻度については適切にご判断ください。また、そうしたモニタリングは覆土の点検等の維持管理作業と併せて実施することが合理的です。 なお、モニタリングを委託業務で実施する場合や非常勤職員を雇用する場合、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。(非常勤職員の臨時雇用費の詳細については、Q1-3を御参照ください)。
【新規】Q4-1-21 除去土壌の埋立作業を終了した後の維持管理中のモニタリングの頻度の見直しは、誰がどのように決めるのか。 A 覆土が維持されていること、空間線量率が埋立以前から大きく変動していないことを前提とし、周囲の状況(周辺の居住状況や上部利用状況等)等に鑑みて、処分実施者が必要に応じて見直しを行ってください。なお、モニタリングの頻度を見直す条件については、あらかじめ定めておくことが望ましいです。
【新規】Q4-1-22 除去土壌の埋立作業を終了した後の維持管理中のモニタリングについて、同一敷地内に複数の埋立処分場所が存在する場合、測定点はどのように決定すべきか。 A 維持管理中のモニタリングについては、埋立場所ごとに定期的に埋立場所の覆土が維持されていることを目視にて点検するとともに、埋立場所の敷地の境界(埋立場所に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、その区域の境界)にて空間線量率を測定し記録することが必要です。 また、埋立処分におけるモニタリングは、除去土壌による放射線の影響が無いことを確認するため、敷地境界において空間線量率を測定し、バックグラウンド値(除去土壌搬入前の空間線量率)と同程度になることや周辺住民の追加被ばく線量が年間1mSvを超えないことを確認するものであり、この趣旨を踏まえて測定点について適切にご判断ください。なお、維持管理中のモニタリングは、バックグラウンド値を測定した地点で実施することになります(詳細は「埋立処分ガイドライン」2. (4)を御確認ください)。
【新規】Q4-1-23 記録や図面は除去土壌の埋立場所の維持管理の終了までの間、保存することとされているが、いつまで維持管理を行えばよいのか。また、維持管理の終了後の除去土壌は、通常の土壌と同じ扱いとなるのか又は何らかの制限がかかるのか。処分を行わずに保管を継続したまま、(将来定められる予定の)埋立処分の維持管理の終了の要件を満たす状態になった場合、保管終了と同時に管理を伴う処分の終了となるのか。 A 除去土壌の埋立場所の維持管理の終了の要件や維持管理の終了後の取扱等については、環境省において引き続き検討を行うこととしています。

【新規】Q4-1-24 放射性物質汚染対処特措法に基づかない措置によって生じた土壌の埋立処分について、放射性物質汚染対処特措法や埋立処分ガイドラインは適用されるのか。また、放射性物質汚染対処特措法や埋立処分ガイドラインに則れば、そうした土壌も安全に処分できるのか。
A 放射性物質汚染対処特措法に基づかない措置によって生じた土壌については、同法や埋立処分ガイドラインは適用されません。一方、技術的にはそうした土壌も同法及び埋立処分ガイドラインに倣って、安全に埋立処分を行うことが可能であると考えられます。処分に当たって技術的な助言が必要な場合は、個別に地方環境事務所へ御相談ください。

(2) 除染実施計画

【新規】Q4-2-1 除去土壌の処分に係る事業を実施する際、除染実施計画に処分に関する記載がない場合はいつまでに計画変更すればよいのか。
A 放射性物質汚染対処特措法上、除去土壌の処分に係る事業を実施するためには、同法第36条第2項第3号に規定する「除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域」及び同項第6号に規定する「除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する事項」を除染実施計画に記載することが必要になります。このため、除染実施計画に処分に関する記載がない場合、処分に係る事業を放射性物質汚染対処特措法に基づいて実施することができず、当該事業について放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の交付を受けることはできません。このため、除去土壌の処分を行うに当たっては、同補助金の交付申請時までに除染実施計画の変更を完了してください。
【新規】Q4-2-2 除去土壌の処分に関する除染実施計画の変更すべき内容は何か。また、その記載例をお示しいただきたい。
A 除染実施計画には放射性物質汚染対処特措法第36条第2項各号に掲げる事項を定めるものとされているため、除去土壌の処分については、主に同項第3号に規定する「除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域」及び同項第6号に規定する「除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する事項」への記載が必要になります。 なお、記載例については、令和7年3月28日付け事務連絡「除染実施計画における除去土壌の処分に係る記載等について」にいくつかお示ししていますが、具体的な記載方法などについてご不明な点がありましたら、地方環境事務所まで御相談ください。
【新規】Q4-2-3 除去土壌の処分について除染実施計画に追記する際の計画変更手続きはどのようにしたらよいのか。
A 放射性物質汚染対処特措法第37条第1項に基づき、除去土壌の処分に関する事項を除染実施計画に追記する際には、同条第2項において準用する第36条第4項に規定する環境大臣協議等が必要になります。 なお、環境大臣協議に必要書類は、令和7年3月28日付け事務連絡「除染実施計画における除去土壌の処分に係る記載等について」にお示ししていますが、ご不明な点がありましたら、地方環境事務所まで御相談ください。

(3) 処分に係る財政措置

【新規】Q4-3-1 職員の人件費が財政措置の対象となる除去土壌等の処分に係る業務とはどのようなものが想定されるのか。
A 除去土壌等の処分に係る業務は以下の①～⑦が想定されます。

① 基本方針の検討(処分方針、全体スケジュールの検討、庁内関係部署との調整、除染実施計画の変更等) ② 処分事業の設計検討、処分場所の検討(保管中の除去土壌等の性状確認、候補地の検討(必要面積の算出、候補地のリスト化、現地調査、候補地の評価・選定)、関連制度対応の確認等) ③ 処分場所決定に向けた関係者との合意形成 ④ 処分事業計画の策定 ⑤ 保管場所からの除去土壌等の回収(掘り起こし等)、搬出後の保管場所の原状回復 ⑥ 処分の実施 ⑦ 処分場所の維持管理、モニタリング また、工事費等のほか除去土壌等の処分に係る業務に従事する職員の人件費についても、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。なお、処分作業後の維持管理、モニタリングに係る業務に要する当該経費は、当面の間、会計年度任用職員へ支給されるものに限りです。
【新規】Q4-3-2 庁舎外での勤務(外勤や出張、自宅でのテレワーク)や所定時間外(残業・休日出勤等)の勤務についても、除去土壌等の処分に係る業務であるならば、それらに従事する職員の人件費は財政措置の対象となるか。
A 庁舎外の勤務であっても除去土壌等の処分に係る業務であるならば、それらに従事する職員の人件費は必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。ただし、出張等における移動時間については当該地方公共団体が出勤扱いとして給与を支給している場合に限りです。また、その経費については、当該行程に補助対象外業務の従事時間が含まれる場合に按分等について考慮する必要があります。 また、所定時間外の勤務であっても除去土壌等の処分に係る業務かつ以下の場合において、それらに従事する職員の人件費は必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。 ・補助対象事業の遂行上、平日に所定時間外労働が必要不可欠な場合で、補助対象地方公共団体が残業手当を支給している場合。 ・業務内容から、休日出勤(例:土日に住民説明会を開催等)が必要である場合で、当該地方公共団体が休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも当該地方公共団体が代休を手当している場合は同様とします。
【新規】Q4-3-3 除去土壌の埋立場所の選定について専門家に助言を求める費用や、土地の選定にあたっての事前調査の費用は財政措置の対象となるのか。
A 専門家の派遣に係る費用や埋立場所の選定に係る調査を調査会社に委託する費用については、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。
【新規】Q4-3-4 除去土壌の埋立場所について、土壌汚染対策法に基づく調査、地質改良が必要となる場合は、財政措置の対象となるのか。
A 放射性物質汚染対処特措法に基づく処分を行う上で、他法令の遵守に必要な費用については、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。具体的な案件については、個別に地方環境事務所に御相談ください。
【新規】Q4-3-5 既にアスファルト等で舗装されている場所を利用して除去土壌の埋立処分を行う場合、アスファルト等の撤去や原状回復(アスファルトの敷き直し等)に係る費用は財政措置の対象となるのか。
A 除去土壌の埋立処分を行おうとする場所(既に除去土壌の保管が行われている場所を除く)にアスファルト等が敷設されている場合、その撤去費用については、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。一方、アスファルト等の敷き直し等については、原則として財政措置の対象になりません。具体的な案件については、個別に地方環境事務所に御相談ください。

【新規】Q4-3-6 公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない除去土壌を埋立処分する際に遮水工等の措置を講じる場合、当該費用は財政措置の対象となるのか。
A 公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない除去土壌を埋立処分する場合は、遮水工等の措置を講じることなく安全に処分が可能です。そのため、当該除去土壌の埋立処分に際して遮水工等の措置を講じる場合は、原則として財政措置の対象になりません。
【新規】Q4-3-7 基準上、覆土の厚さはおおむね 30cm 以上とされているところ、財政措置の対象範囲の厚さはどこまでか。
A 30cm の覆土を行うことにより放射線が 97% 以上遮蔽され、除去土壌を安全に埋立処分することが可能であり、原則として 30cm の覆土までが財政措置の対象です。一方、覆土を維持管理する上で必要である等、基準遵守に必要な措置であれば、30cm を超える厚さの覆土も合理的な範囲で財政措置の対象となる場合がありますので、個別に地方環境事務所に御相談ください。
【新規】Q4-3-8 除去土壌の埋立場所の獣害対策や雑草抑制のため、保護シートを埋立場所の上部に敷設する場合、当該措置に係る費用は財政措置の対象となるのか。
A 覆土を維持管理する上で必要である等、基準遵守に必要な措置であれば、合理的な範囲で財政措置の対象となりますので、個別に地方環境事務所へ御相談ください。
【新規】Q4-3-9 地下水の放射性セシウム濃度のモニタリングを行う場合、当該措置に係る費用は財政措置の対象となるのか。
A 「公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない除去土壌」の要件に合致する除去土壌（汚染を生じさせるおそれのない除去土壌）を埋立処分する場合は、原則として財政措置の対象になりません。 また、当該要件に合致しない除去土壌を埋立処分する場合は、原則として月に1回の地下水の水質検査を行うことにより地下水の水質への影響の有無を確認することが可能であり、それを超える頻度の測定は原則として財政措置の対象になりません。一方、地下水に影響が生じうる大雨等が発生した際に測定頻度を一時的に上げる等、水質への影響の有無の判断に必要な措置であれば、合理的な範囲で財政措置の対象となりますので、個別に地方環境事務所に御相談ください。
【新規】Q4-3-10 埋立処分に使用した資材等の除去やその処分に要する費用は、財政措置の対象となるのか。
A 除去土壌の処分に要する費用は、埋立場所の維持管理の終了までの間、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。なお、現場発生品の種類によっては財産処分の手続きを必要とする場合がありますので、Q1-9 も併せて御確認ください。
【新規】Q4-3-11 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金を用いて埋立処分に必要な土地を取得する場合、維持管理の終了後に補助金(取得代)の返還等が必要になるのか。
A Q1-9 を御参照ください。

【新規】Q4-3-12 除染関係ガイドラインが策定される前や放射性物質汚染対処特措法施行前等を実施した措置など、除染に類する行為によって生じた土壤等の処分に係る費用は財政措置の対象となるのか。

- A 財政措置の対象となる処分に係る費用は、原則として、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の実施に伴い生じた除去土壤等に係るもののみです。市町村の独自の措置等、同法に基づかない措置から発生した土壤等の処分に係る費用は、財政措置の対象になりません。ただし、同法の施行以前に実施した除染に類する措置であって、その後、市町村によって定められた除染実施計画に位置づけられたものについては、当該措置を同法に基づく措置とみなし、当該措置の実施に伴い生じた除去土壤等の処分に係る費用を財政措置の対象とする場合もありますので、個別に地方環境事務所に御相談ください。

5 その他の事業に関する事項

(1) 専門家派遣事業

【再録】Q5-1-1 専門家派遣事業は、どのような場面に活用できるのか。
A 例えば、市町村等の担当者等に対する除染に係る技術的・法的助言をする相談役として専門家を招聘する場合や、住民との対話の場における講演者やアドバイザーとして専門家を招聘する場合に活用することが想定されます。また、専門家派遣事業の一環として、専門家が住民の理解促進等に必要と判断した場合における、放射性物質濃度の測定等の実施も可能です。
【再録】Q5-1-2 専門家派遣事業に関しては、どのような形で支援を得られるか。
A 専門家の派遣に係る費用を、国が放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の交付を通じて負担します。

(2) 除染に伴う子どもの生活環境再生事業

【再録】Q5-2-1 除染に伴う子どもの生活環境再生事業と除染事業等を同時に交付申請できるのか。
A 同時に申請することができます。
【再録】Q5-2-2 除染事業等と一つの契約の中で除染に伴う子どもの生活環境再生事業を行ってもよいのか。
A 一つの契約の中で実施して構いません。ただし、実績報告に際に実施した対象数量を精算し、除染事業等と合理的に区分してください。疑義があれば環境省へ御相談ください。

(3) 事後モニタリング事業

【再録】Q5-3-1 事後モニタリングに係る経費は財政措置の対象となるか。また、どのような測定点や頻度で実施すれば良いか。

A 事後モニタリングについては、次の3種類を財政措置の対象とします(必ずしも全てを実施する必要はありません。地域の実情に応じて合理的な範囲で実施してください。)

<1. 詳細事後モニタリング>

汚染状況重点調査地域内の除染を実施した施設等において、除染効果が維持されていることを施設単位で確認し、リスクコミュニケーションに役立てることなどを目的として、必要に応じて実施できるものであり、具体的には以下のとおりとします。

(ア) 測定の実施時期については、除染作業の終了から半年～1年後を目安とします。

(イ) 測定点については、除染関係ガイドライン 2-14 ページ等で規定する測定点①及び測定点②から抽出することとします。(ただし、実施者の判断により、必要に応じて事前・事後測定時と異なる測定点を設定することも可能です。)

(ウ) 測定点①については空間線量率(高さ1m※)を、測定点②については空間線量率(高さ1m※)及び表面線量率(高さ1cm)を測定します。

※小学校以下及び特別支援学校等については、50cm としても構いません(以下の2(ウ)及び3(ウ)においても同様)。

詳細事後モニタリングについては、除染を実施した施設について、原則として1回のみ財政措置の対象となりますが、フォローアップ除染等のために必要な場合には複数回実施し得ることとします。

<2. 継続モニタリング>

汚染状況重点調査地域において、指定解除に向けた線量把握等を目的として、必要に応じて実施できるものであり、具体的には以下のとおりとします。

(ア) 実施の頻度については、年1～2回程度を基本とします。(必要かつ合理的な範囲で、年に数回程度(例えば、四半期に1回程度)まで、財政措置の対象となります。)

(イ) 測定点数については、最大でも除染関係ガイドラインで示す除染実施区域を決めるための測定点数とします。('3. 解除モニタリング')に向けて測定点を配置することが合理的です。)

(ウ) 測定の高さは原則として地上 1m とします。

<3. 解除モニタリング>

汚染状況重点調査地域の指定の解除を目的として実施するものであり、具体的には以下のとおりとします(指定解除の要件等についてはQ2-1-10 参照。)

(ア) 指定解除の要件を満たす見込みがある場合に限り実施可能とし、原則 1 回とします。

(イ) 基本的には除染実施区域を決めるために基本としている区域単位(字や大字等)ごとに、少なくとも5点程度において測定するようにしてください。

(ウ) 測定の高さは原則として地上 1m とします。

解除モニタリングは、汚染状況重点調査地域内であれば、除染実施区域外において実施する場合においても、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。詳細な測定方法等については、地方環境事務所までお問い合わせください。

【再録】Q5-3-2 走行サーベイ、歩行サーベイなど、GPSにより測定位置を記録しながら常時移動しつつ測定する方法で行っても良いか。

- A 常時移動して測定する方法で測定を行っても差し支えありませんが、局所的な空間線量率の起伏を精確に評価することには不向きなため、局所的な空間線量率の起伏がないと考えられる道路や農地、広場などに限って実施するようにしてください。
- 局所的に放射性物質により汚染された地点の存在が疑われる場合は、当該地点において立ち止まって測定するなどして、汚染された地点を正確に特定するように実施してください。
- なお、走行サーベイであれば車道上の測定しかできず、歩道上の測定ができないなど、測定機器により測定場所の制限や測定の高さの制限がありますので、除染関係ガイドラインで、測定を計画している施設に必要とされる測定箇所や測定の高さなどを確認し、不十分な測定とならないように御留意ください。